

# 静岡地方最低賃金審議会

## 第 392 回静岡地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 6 年 7 月 26 日 ( 金 ) 午前 10 時 00 分 ~ 午前 11 時 23 分

2 場 所 静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室

### 3 出席者

【委 員】公益代表委員 岡谷委員、丹羽委員、畑委員、本庄委員、柳川委員  
労働者代表委員 内山委員、坂部委員、福田委員、丸山委員  
使用者代表委員 梶本委員、鈴木委員、田中委員、藤田委員、松岡委員  
【事務局】静岡労働局 笹労働局長、神田労働基準部長、横山賃金室長、  
佐藤賃金指導官、重信専門監督官、河合賃金室長補佐

### 4 議 事

- (1) 令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (2) 最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づく関係労使の意見聴取について
- (3) 特定最低賃金改正決定等の必要性の有無について ( 諮問 )
- (4) その他

### 5 配付資料

- |         |   |
|---------|---|
| 資料番号 1  | 令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について ( 答申 )             |
| 資料番号 2  | 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会配布資料                     |
| 資料番号 3  | 静岡県の企業短期経済観測調査結果 ( 2024 年 6 月調査 )           |
| 資料番号 4  | 最近の静岡県金融経済の動向 ( 2024 年 7 月 )                |
| 資料番号 5  | 法人企業景気予測調査 ( 静岡県の概要 ) ( 令和 6 年 4 ~ 6 月期調査 ) |
| 資料番号 6  | 令和 6 年春季賃上げ要求・妥結確報 ( 最終報告 )                 |
| 資料番号 7  | 最近の賃金動向 ~ 賃上げと価格転嫁 ~ ( 令和 6 年 5 月 )         |
| 資料番号 8  | 静岡県企業倒産集計 2024 年上半期報                        |
| 資料番号 9  | 静岡県企業倒産集計 2024 年 6 月報                       |
| 資料番号 10 | 毎月勤労統計調査地方調査結果 ( 令和 6 年 4 月分 )              |
| 資料番号 11 | 静岡県内政令指定都市の消費者物価指数 ( 令和 6 年 5 月報 )          |

- 資料番号 12 静岡県労働組合共闘会議・静岡県中部地区労働組合会議・静岡県ユニオンネットワークからの要請書（写）
- 資料番号 13 最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係労使の意見提出状況
- 資料番号 14 静岡県最低賃金専門部会委員名簿
- 資料番号 15 令和 6 年度特定最低賃金改正等申出一覧表

## 6 議事内容

### 事務局（佐藤賃金指導官）

ただ今から、第 392 回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

本会議は公開となっております、本日 6 名の傍聴人の方がいらっしゃっております。傍聴人の方々は審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

報道の皆様、カメラ撮りにつきましては、恐れ入りますが本日は頭撮りのみとさせていただきます。円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

頭撮りはよろしいでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。

本日は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 5 名の計 14 名の委員の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づく、定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行は会長をお願いいたします。

### 公益代表委員（畑会長）

本日はお暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

御存じのとおり、中央最低賃金審議会が終了し、今年度の地域別最低賃金の目安が示され、地域別最低賃金の審議を始めることとなりました。この静岡地方最低賃金審議会への皆様の御協力をいただきながら、審議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事 1 の令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。7 月 25 日に開催された、中央最低賃金審議会において答申がありました、令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について、事務局からその内容を報告してください。

### 事務局（横山賃金室長）

それでは、中央最低賃金審議会から示されました、本年度の地域別最低賃金額改定の目安について、お伝えいたします。少し長くなりますが御容赦ください。

お手元の資料、資料番号 1「令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を御覧ください。7 月 25 日付け、厚生労働大臣あての答申文です。ポイントのみお伝えいたします。

答申のポイントとして、

- 1 目安について、その金額に関しては、意見の一致に至らなかった。
- 2 地方の審議会における審議のため、公益見解と小委員会報告を提示する。
- 3 公益見解を十分に参酌され、自主性の発揮を強く期待する。
- 4 中小規模事業者への賃上げしやすい環境整備の必要性は、労使共通の認識である。  
地方における中小・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げ原資の確保につながる取り組みを継続的に実施するよう政府に強く要望する。
- 5 生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、業務改善助成金について充実させるとともに、周知等の徹底、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、税制、補助金等による支援、事業環境整備に向けた各種取り組みの強化を要望する。
- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するための取り組み強化を要望する。
- 8 「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定に対する、特段の配慮を要望する。

次に、「令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」についてですが、中央最低賃金審議会長からのビデオメッセージを今年も作成するとの連絡がありましたが、来週月曜日以降になるとのことですので、視聴について検討させていただきます。公益委員見解について、掻い摘んで御説明いたします。

- 1 目安金額について、静岡県が入っている B ランクは 50 円となりました。
- 2 目安小委員会では、令和 5 年全員協議会報告を踏まえ、地方最低審議会における自主性が発揮できるよう整備充実や取捨選択した資料を基に政府方針に配慮し、法に基づく 3 要素を考慮し審議を行った。全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組みめない、あるいは労務費のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきとの意見を踏まえて議論した。特に参考とした資料については、別添の「参考資料」となります。
- 3 ア労働者の生計費、イ賃金、ウ通常の事業の支払い能力、エ各ランクの引き上げ額とそれぞれの検討がまとめられ、その結果として、4 ページ、エの後段になります。

労働者の生計費について、消費者物価指数、持家の帰属家賃を除く総合の数値になりますが、昨年改定時期の 10 月から今年 6 月までで平均 3.2%と、昨年に引き続き高い水準となっていますが、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活により関係が深いと思われるデータとして、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項

目に係る消費者物価をみると、同時期で平均 5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と考えられる。

賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5%台と昨年を上回る 33 年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については 3%後半から 4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については 5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていること。賃金改定状況調査結果第 4 表 における今年の賃金上昇率が 2.3%ではありますが、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっている。

通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第 1 条に規定しており、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安額を検討するに当たっては 5.0%金額にして 50 円を基準として検討することが適当であると考えられる。各ランクの目安額については、政府方針を踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。その上で、賃金改定状況調査結果第 4 表 における賃金上昇率や消費者物価の上昇率や雇用情勢は、下位ランクが相対的に良い状況であるので、各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなることを考慮し、全ランク 50 円、引き上げ率で A ランク 4.6%、B ランク 5.2%、C ランク 5.6%とすることが適当であると考えられる。仮に目安とおりと改定された場合、最高額に対する最低額の比率は 80.2%から 81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。と示されました。

オ 政府に対す要望として、先ほど答申のポイントで触れました、4~8 の項目とな

ります。

カ 地方最低賃金審議会への期待として、目安を十分に参酌しながら、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと、とあります。

本年の目安の検討にあたり特に重視した資料が答申文に参考資料として添付されております。資料1の6枚目以降になります。

続きまして、資料番号2に中央最低賃金審議会目安に関する小委員での配付された資料を入れさせていただきました。小委員会で配られた資料の内、「資料 2-1 主要統計資料」と「資料 2-2 足元の経済状況等に関する補足資料」については、第2回目以降の小委員会で一部の資料は最新のデータを加えたものが配付されましたので、更新された部分は最新の資料に差し替えてあります。「資料 2-2 足元の経済状況等に関する補足資料」には、委員から要望を受けた追加資料がありましたので、追加資料を挿入しております。

以上が、「公益委員見解」についての説明です。

答申文の「別紙2」、令和6年7月24日付けの「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」でございますが、時間の関係もあり、説明は省略させていただきますが、「労働者側見解」、「使用者側見解」、「意見の不一致」、「公益委員見解及びその取扱い」等について記述されております。

次に配付いたしました資料について、中賃の目安で触れられている点も踏まえ、簡単に説明させていただきます。資料には、県内の参考資料として、前回審議会で示したものの最新のものとして配付させていただいた資料や新たに入れたものがございます。

県内の経済状況を表す資料として入れさせていただいた日銀静岡支店の資料として、資料番号3は「日銀の短観」で、7月1日に公表されたものになります。

資料番号4は「最近の静岡県金融経済の動向」で、7月19日に公表されたものです。資料4の、金融経済の動向の判断では、「景気は一部に弱めの動きがみられるが、緩やかに回復している。6月短観をみると、企業の業況感は悪化している。」とされております。

資料番号5に新たに「法人企業景気予測調査」を用意いたしました。東海財務局静岡事務所が6月13日に公表した本年4から6月の景気調査の結果です。資料1ページにあります、景況判断は、全産業の現状判断は「下降」超、7-9月期は「上昇」超に転じる見通し2ページにあります、雇用状況について、全産業で「不足気味」超とあります。3ページにあります、売上高は、6年度は増収見込みとありますが、その下、経常利益は6年度は減益見込み、とされております。

県内の賃上げ状況を表す資料として入れさせていただきました、春闘の状況として、資料番号6、「令和6年春季賃上げ要求・妥結確報」です。7月2日に公表された、6月21日現在の最終結果となっております。表の最下段に本年度の妥結状況、次ページに妥結結

果の推移が記載されております。本年は、賃上げ率は4.60%で対昨年度1.11ポイントプラスとなっております。ここ10年で最大の上げ幅でした。

県内の賃上げ状況を表す資料として、新たに、資料番号7、「最近の賃金動向」を用意いたしました。東海財務局静岡事務所が公表した県内の賃上げと価格転嫁の状況についてまとめた資料です。春闘の妥結状況は、県発表資料を基にしているようですが、先ほどの資料6の方が最新で最終のデータとなります。賃上げに対する企業の声や価格転嫁についても触れられた資料になります。

続きまして、倒産状況として、帝国データバンク静岡支店が公表した資料を、資料番号8、9として入れました。本資料につきましては、帝国データバンク様から、本審議会内での資料としての使用のみ許可されたものでしたので、例年同様、本審議会の議事についてHPに公開する際には、非公開する扱いとさせていただくことを了承願います。7月4日に、帝国データバンク静岡支店が公表した、資料番号8が本年上半期を、資料番号9が直近の本年6月の「静岡県企業倒産集計」でございます。上期や6月は、負債総額、件数ともに減少しております。

続きまして、賃金の支払い状況を表す資料として入れさせていただいた、資料番号10、県が、6月27日に公表された、毎月勤労統計調査の本年4月分の概要です。7ページに、県内における定期給与の実質賃金の状況が記されております。5人以上の事業所では、県内では、実質賃金がプラスに転じておりますが、30人以上となるとマイナスが続いております。最新のものは、来週発表になると聞いておりますので、発表後、専門部会の資料に入れさせていただきます。

続きまして、生計費に関する資料として、消費者物価状況を表す資料を入れさせていただきました。資料番号11、県が、6月28日に公表した、静岡県内政令指定都市の消費者物価指数の本年5月報です。最低賃金の審議で用いている、「持家の帰属家賃を除く総合」は、静岡市のものが最後の13ページを御覧ください。各月のデータがあり、3.4%でした。最新となる6月の本資料の県作成のものは、本日午後3時に公表されるようですが、数字は出ておまして、5月と同じ3.4%でした。中賃の目安にあります、最低賃金が改定された昨年の10月から本年6月までの、前年同月比の平均値は静岡県は2.7%で、昨年は4.7%でした。

資料番号12は、静岡県労働組合共闘会議・静岡県中部地区労働組合会議・静岡県ユニオンネットワークの連名での要請書になります。7月19日に要請があり、主な内容は、裏面になり、

最低賃金について、時間額1500円以上の引き上げと全国一律制度の実施

審議会について、専門部会も含め全面公開とすること

との要請を受けました。また、要請受理当日、前回審議会で審議会の一部と専門部会を非公開としたことに対し、再考されるよう要請がありました。

最後に、雇用・求人の情勢を表す資料として静岡労働局から公表しております、「静岡県内の最近の雇用情勢」につきまして、今月公表のものは、月末になりますので、専門部

会の資料に入れさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。

これまでの資料の説明で何か御質問はありますでしょうか。

各委員、発言なし

よろしいでしょうか。

それでは、中央最低賃金審議会の審議の状況等を十分に確認していただくとともに、静岡地方最低賃金審議会においても、今回の目安を踏まえ今後の審議をしていくこととなりますので、専門部会委員をはじめとする各委員の皆様の御協力をよろしくお願いします。

続いて「議事 2」に移ります。静岡県最低賃金の改正について、関係労使の意見聴取の公示を行ったところ意見が提出されたということですので、事務局から報告してください。

### **事務局（佐藤賃金指導官）**

それでは報告いたします。資料 13 を御覧ください。

最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づきまして、令和 6 年 6 月 28 日に、静岡県最低賃金の改正決定について関係労使の意見聴取の公示を行ったところ、意見の提出期限とした 7 月 19 日までに、労働者側として 17 の団体から意見が提出されました。なお、使用者側からの意見提出はございませんでした。資料 13 には、提出日付順の意見提出状況と提出された意見書の写しを添付してあります。委員の皆様にはぜひ目を通していただきたいと思いますが、17 件すべてを紹介するには時間を要しますので、この場では意見の要旨について御説明申し上げます。

一点目ですが、「最低賃金額を上げること」「その金額については 1,500 円乃至 1,500 円以上とすること」という意見が提出されました。その理由としては、「静岡県最低賃金 984 円で法定労働時間程度の所定労働時間働いた場合、年収は 200 万円に届かない又は当該金額近傍にとどまり、一部意見における表現としてはワーキングプアといわれる層となること」「一昨年前から続いている物価高騰は労働者の暮らしを圧迫しており、物価上昇率を凌ぐ賃金引き上げをしなければ実質的な賃上げとならないこと」「バブル崩壊以降、日本の雇用形態は非正規雇用依存し、雇用全体の約 4 割を占めているが、物価高騰は、特に非正規雇用労働者の生活を苦しめ、ワーキングプア増加へと繋がっていること」「令和 6 年春闘は 33 年ぶりの高水準と言われているが、労働組合に組織されていない多くの中小企業で働く労働者、非正規労働者、外国人労働者、エッセンシャルワーカーなど最低賃金

近傍で働く労働者は無縁な状況であるため、最低賃金の大幅な引き上げが必要なこと」「最低賃金を引き上げて生活が最低賃金で生活が維持できるようにしなければ、特定の業種では労働者がいなくなり、事業が維持できなくなること」などが挙げられていました。

次に二点目として、「最低賃金額の地域間格差の是正」「全国一律の最低賃金とすること」という意見がありました。理由については、隣県、又は首都圏との差により労働力流出が起きていること、生計費は地域間の差はほとんどみられないこと、が挙げられていました。

三点目ですが、国は最低賃金引上げと合わせ、中小零細企業への支援拡充を行うことという意見です。理由については、「物価高の影響は中小零細企業の経営を圧迫しており、経営者の負担を軽減して、最低賃金を引き上げつつも、経営と雇用の維持を図れるようにすべきこと」「事業者の9割以上を占める中小企業の支払い能力が考慮され、最低賃金の引き上げが進まないということも過去にあったが、今や財界も賃金の引き上げが経済の好循環を生むとし、賃金の引き上げを推進している。中小企業の経営状況は、支払い能力を持ち出さざるを得ない状況が改善されていないものの、人材確保や経営の好循環のためにも、賃金引き上げは避けては通れない。そのため、日本の経営構造においては、中小企業が大企業の利益を支えているといっても過言ではない中小企業の支援なしには日本経済の未来はないこと」「中小企業で働く労働者は大企業で働く労働者よりも賃金が低く、さらに非正規で働く労働者はもっと低く抑えられているのが現状。最低賃金の引き上げには、企業の大多数を占める中小零細企業への支援は、地域経済活性化にも切り離せないこと」が挙げられていました。

その他の意見といたしまして、「想定以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども再度最低賃金の改定を審議すべき」「審議会及び専門部会の審議において、意見陳述を実施し審議に反映させるほか、審議の公正・透明性を確保するため、審議をすべて公開とすること」といった意見も記載されておりました。

今回提出された意見の要旨は以上のとおりです。

また、意見ではございませんが、前回の第391回本審にて御紹介いたしました静岡県労働組合評議会提出に係る要請署名について、7月19日に233筆追加の提出があり、前回と合わせて5,092筆となったことをここで御報告いたします。署名につきましては、当会場に公益委員の後方に御用意いたしておりますので、必要に応じ御覧いただきたいと思います。

今回提出された意見の要旨は以上のとおりです。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。

ただ今の報告について、委員の皆様から何か御意見等ございますか。

各委員、発言なし



毎年、こうした貴重な意見をいただき、私共も真摯にこれらを読んで検討させていただいた上で議論に臨んでおります。金額審議の中でこれらの御意見について触れることもあろうかと思えます。その都度、各委員の御意見を伺っていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

次に、「議事 3」の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。申し出の状況等を事務局から説明してください。

#### **事務局（横山賃金室長）**

特定最低賃金改正決定の必要性についての資料でございますが、資料番号 15 を御覧ください。現在、静岡県においては、いわゆる埋没したものを含め 6 件の特定最低賃金が設定されておりますが、このうち、3 件の業種について、特定最低賃金の改正の申し出がありました。資料番号 15 は、その改正の申し出があった 3 件について、概要を一覧表にしたものでございます。表の上側の項目名の左から 2 番目に「件名」とありますのは、申し出があった特定最低賃金の「件名」でございます。件名の下に「適用される業種の範囲」を示しています。日本標準産業分類の表記で示してあります。その右に、申出のあった日、申出者の記載をしており、更にその右欄には「申出ケース」とございます。申出ケースは 2 種類あり、労働条件向上の観点から申出が行われる「労働協約ケース」、事業の公正競争確保の観点から申出が行われる「公正競争ケース」のふたつとなります。3 件の申し出のうち、「公正競争ケース」については、「公正競争」の表示をしてあります。「鉄鋼、非鉄金属」の 1 件でございます。そして、「労働協約ケース」については、「労働協約」の表示をしている、「はん用機械器具・生産用機械器」、「電子部品・デバイス・電子回路」の 2 件でございます。さらに右の欄に、「a 適用対象労働者数」とございます。これは「特定最低賃金」が適用される労働者数となり、これは該当する産業の総労働者数から、「参考」欄に記載している、特定最低賃金が除外となる労働者数を減じた数となっております。また、「b 労働協約の合意労働者数又は適用労働者数」というのは、「労働協約ケース」の場合は「賃金の最低額を定める労働協約の適用を受ける労働者の数」であり、「公正競争ケース」では、「改正の申し出に合意した労働者数」となっております。そして、「b/a (%)」の欄は、「適用対象労働者数」のうち「労働協約の合意労働者数又は適用労働者数」の割合を示すものであり、この割合が「概ね 3 分の 1 以上」の数字であれば、申出要件に該当ということになります。

記載のとおり、3 件いずれも、特定最低賃金について改正の申出の要件である「3 分の 1 以上」を満たしておりますので、申出を受理したものでございます。

以上により、本日、法令の規定に則り、改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。  
ただ今の内容について何か御質問ございますか。

各委員、発言なし

それでは、諮問をお願いいたします。

諮問文を会長に手交（局長）  
各委員、傍聴人に写しを配付

諮問文はいきわたりましたか。  
それでは事務局の方で諮問文を読み上げてください。

**事務局（佐藤賃金指導官）**

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

諮問文を読み上げ

**公益代表委員（畑会長）**

それでは、ただ今、局長より諮問文をいただきましたので、今後、改正決定の必要性の有無についての審議に入っていくこととなります。まず、労使双方から、今回の申し出についての基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

まず、労側からお願いします。

**労働者代表委員（坂部委員）**

諮問が行われ、特定最賃の必要性の有無について審議していくことになると思います。また、地賃の審議がこれからとなり、中賃の目安が大幅な引き上げ額が出ているということで、特賃の引き上げ額について使側が考えるのは、なかなか厳しい状況かなということでは理解しております。しかし、この春の賃上げ結果につきましては、特定最賃の産別、それぞれ大きな引き上げとなっています。そういった状況、また資料 15 にもありましたが、申し出をするにあたり、適用労働者の三分の一以上の方のニーズを踏まえて、きちんと申し出をしているということ、それから、各産別の人材確保などの点を踏まえて、特定最賃の役割は、特定の産業の優位性を確保するものでありますので、ぜひ、必要性はありとしていただいて、当該産業のメンバーでしっかりと引き上げ額の議論をしていきたいと考えています。

労側からは以上です。

### **益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。その他、労側で何かありますでしょうか。

労働者代表委員からの発言なし

よろしいですか。

では、次に使側をお願いします。

### **使用者代表委員（鈴木委員）**

暑い中ですが、熱い議論が始まる時期となりました。今回もよろしくお願ひいたします。

特賃の必要性ということですが、その前に地賃の目安が出たばかりということで、その雑感とともに、本題の特賃の必要性についての考えを述べさせてもらいたいと思います。

目安は過去最大 50 円ということで、冒頭、横山室長の方から御説明がありました。しかし、中央最低賃金審議会の方で、使用者側は必ずしも合意に至っていないということで、歩み寄りをしたわけではないと承知しています。あくまでも、地方独自の審議に注力してもらいたいと、我々は受け止めておりますので、これをもとに、週明けから始まる専門部会では、慎重かつ冷静な議論をしていきたいと考えております。

本日の日経新聞の記事に、引き上げ目標に乏しい根拠と、大きな文字で書かれておりましたが、そのとおりだと感じています。各種のデータを踏まえた、エビデンス重視の議論をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

現状、静岡県の地賃のレベルはまだ決まっていないわけですし、その前に特賃の必要性について議論するということですが、当然、特賃は、地賃より高くなければいけないという縛りがあるものですから、今の段階では、必要性について言及するのは難しいと、我々使用者側は考えております。

### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

### **使用者代表委員（梶本委員）**

昨年の 40 円から引き上げることは、物価も上がっているのも当然かと思っています。ただ、40 円から 50 円ということは、割合にして 25%です。新しく採用した新入社員の賃金を 25%上げるとすると、前年度、前々年度に入社した人も上げないといけなくなります。25%という数字は非常に大きいと思います。一方で、会社全体が底上げしていかなければいけません。人材は 3 年経つと育つが、30%の人が 3 年で辞めていくという統計があります。せっかく育てた人が辞めていくのは、一つの原因としては、賃金が上がっていないという現状があると思います。そういう点も考慮したいと思っています。

もう1点は、ここで申し上げる内容ではないかもしれませんが、国が中小企業のセーフティネットを用意すると言っていますが、具体的に何をしてくれるのでしょうか。助成金を得るのも、すごく大変です。中小企業でたくさんの申請書類を書くのはものすごい大変なことです。人材の多い大企業では簡単にできるかもしれませんが、中小企業は、書類を作るのに大きな労力がかかります。できる人材がいる企業も少ないと思います。ですので、政府は、口で言うだけでなく、具体的にセーフティネットを用意してもらいたいと思っています。一つの例として、我社は下請けですが、初めて親会社から価格転嫁について、工場と話し合っていますかという問い合わせがきました。これは、国から話し合いなさいという指示が来たからのようです。話し合えば、多少の価格転嫁はお願いできますが、100%上げてくれたのは、取引先40社のうち1社でした。ほとんどは20%くらいしか原材料費を上げてくれません。加工費は30%くらいしか上げてくれません。国は話し合いなさいだけでなく、もう少し具体的に指示をお願いしたいと思います。中小企業で働く人は全体の70%と聞いていますし、その労働者の家族もいます。物価の上昇は、国の自給率が低い等構造的に仕方のないことですが、単に話し合いしなさいでは、大企業も儲けたいから、なかなかうまくいきません。もっと具体的をお願いしたいです。このままでは、弱い企業は潰れると言われているように聞こえます。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。  
その他いかがでしょうか。

#### **使用者代表委員からの発言なし**

よろしいでしょうか。

ただ今、労使各側から、申し出に対する基本的考え方について御発言をいただきました。双方とも、それぞれ持ち帰って検討する時間も必要でしょうから、次回審議会で引き続き審議し、結論を出したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後の「議事4その他」ですが、各委員の皆様から何かありますか。

#### **使用者代表委員（鈴木委員）**

1点、審議を始めるにあたって、使用者側で打ち合わせをするわけですが、いつも問題になることがあります。よく官製賃上げと言われたりしますが、今回も大幅な引き上げで、総理が絶賛しているという記事がありました。梶本委員がお話されたように、かなり苦しんでおられる方もいらっしゃるというのが実態でございます。そういった両方のバランスをしっかりとってもらうということが必要だと考えています。

先ほど、日経新聞の記事の話をしましたが、社説に、この会議に合わせたように、生産

性を高め最低賃金を進めるという見出しの記事の中に、最賃の決め方について言及されています。この部分がいつも問題に思っています。目安ありきで決まるというのは、納得がいかないところがあり、これが永遠のテーマで、毎回毎回議論になっている部分です。決め方について、国の方でも話し合いはされているようだが、いつまでも結論が出ないままとなっています。記事を持ってきたので、読ませていただきます。「最低賃金の決め方を再考する期に来ている。現在は審議会で労使の代表が鋭く意見で対立し、有識者の公益委員が落としどころを探る。」これは、「高度経済成長期に確立した仕組み」だと書いてあります。最後に、「日本経済に望ましい最低賃金を実現するには、労使対立を超える合理的な決定方法が要る。」エコノミストら「情報分析に関わる有識者が議論を主導する方法を検討する必要がある。」と書かれています。これは海外の決定方法について言っていると思うのですが、こういった方々が議論を主導する、超中立的な方々の意見を重んじて決めてもらう、公益の先生がせっかくいらっしゃってるので、貴重な第三者的な御判断をいただけるような審議がこれから求められるのではないかと考えています。

我々は、このことについて、いつも議論になって、ストレスを溜めながら、この場に臨んでいます。国の方への要望で、決め方について再考をお願いしたいということ、ぜひ局長の方から、何らかの形で言っていただけたらと思っています。いかがでしょうか。

#### **笹静岡労働局長**

そういった話があったということは、本省の方へ、しっかりとお伝えしたいと思います。やはり納得感がない決定というのは、破綻なり、問題を起こすと認識しております。しっかり上申していきたいと思います。

#### **公益代表委員（畑会長）**

御意見いただきありがとうございます。その他いかがですか。

#### **使用者代表委員（梶本委員）**

最賃に少し掠ることですが、政府が2030年までに女性管理職を30%にしろと言っています。私がやっている会社でアンケートをとったら、ほとんどの女性が嫌がっていました。その理由は、管理職になると家族とのコミュニケーションが少なくなるということ、それから出張などもあり、責任を押し付けられるのが嫌だということでした。中にはキャリア志向の女性もいると思います。しかし、こういう実態もわからず、30%にしろと政府がいうのは、とても乱暴ではないでしょうか。そして、もう一方では、出生率を上げなさい。男性も家事をやりなさい、ということですが、夫婦で二人の子供持とうとしても責任ある仕事で疲れて帰ってきて、なかなか大変です。政府の言うことは非常に矛盾していると思います。

今回も、有識者会議で、確かに物価が上がっているというのは仕方がないが、一方でもう一つの理由として、韓国よりも最低賃金が低いから、韓国を超えましょうなどと言って

いる議員もいるわけです。最低賃金は、物価だけでなく、国際情勢に左右される。女性の管理職登用もそうですよね。女性については、衆議院議員さんに聞いてみました。海外より女性管理職の比率が低いからということでしたが、人口が減っているので国会議員の数を減らして、税金を減らせばいい。中央最低賃金審議会の方々は、末端のことを本当にわかっているのでしょうか。末端のことをわからずに具体論なんか出ませんね。委員も、大企業や偉い人ばかりでなく、末端のことが分かっている人も入れたほうがいいという話をしました。そうしないと、日本は歪みが出ておかしくなってしまうのではないのでしょうか。その他、ということでしたので、意見として申し上げさせていただきました。

#### **公益代表委員（畑会長）**

貴重な御意見いただきありがとうございました。さらにございますか。

#### **労働者代表委員（丸山委員）**

地賃の引き上げ額が年々上がっていて、難しい部分があるというのは、わかります。しかし、物価上昇の中で働く人の生活を見ていくこと、また全てのランクで 50 円ということに注目し、中央でも議論があり、地方の議論に期待するといった話もあったようですので、全国的な状況も見ながら慎重な審議をさせていただきたいと思っています。

また、梶本委員が先ほどおしゃったように、昨年、一昨年と、中小企業に対する支援をこの審議会から発していくということにしたわけですが、これが響いていないなと感じます。この審議会では何かすることは難しいとしても、意見聴取の中でも触れられていたのですが、皆さん感じていることだと思いますので、国への問いかけは必要かと思っています。その点は重要なことだと思いますので、ぜひ、静岡発で、発信をしていただきたいと思います。

#### **公益代表委員（畑会長）**

その他いかがでしょうか。

#### **使用者代表委員（藤田委員）**

資料 13 を拝見して、配偶者控除の関係とか、年金との兼ね合いとかで、賃金が上がってくると働けなくなる人への配慮について疑問に思いました。ワーキングプアとかのお話もありますので、働いた分だけ、しっかり稼げればいいのですが、一方、時間を減らさなければならぬ人がいて、この人手不足の中、非常に矛盾に感じています。これは、働く人にとっても、使用者にとってもデメリットだと思います。家族の形態も変わっています。政府への要望というお話がありましたが、これも早急に解決していただきたいと思います。上げれば上げるほど働けなくなるというのはいかがなものでしょうか。有能な方にはしっかり働いてもらい、処遇したい、そこは好循環となるような法的な整備を早急にやっていただかないと、最低賃金を上げる意味も半減すると思いますので、よろしくお願ひしたい

です。

#### **使用者代表委員（松岡委員）**

今の意見に付け加えてです。扶養控除は、女性の人権を考えると女性の活躍を推進し、女性も男性と同じように働いていくというときに、いらぬものなのではないかと思えます。年収の壁をやめてしまうということでない、最低賃金との兼ね合い的にどうかと思えます。働く意欲のある人が、きっちり働けるような法整備をしていかないと、ここで最低賃金の議論をしても、自分は働きたいのに御主人から自分の扶養手当が減るから働くなと言われるという人もいて、どういうことだと言いたい。そういうことを無くしていくためにも、女性が人権として、自分の年金と社会保険を払っていく、第3号被保険者などのように、結婚した相手の職業により保険が変わるといのもよくわからない。私たち自身も、働かない人のために、なぜ保険料を納めているのかという不満もあります。女性の間での不満や差別を撤廃することが必要で、女性が一人の人格として働ける、そんな日本を作っていないと、ここでどんなに最低賃金の議論をしても足枷がなくなりません。女性が働くことへの足枷を無くすため、男性と同じにするよう法整備し、働きたい女性はどんどん働けるような国にするために、女性が輝ける、女性も男性も同じように稼げる日本に変えていくために、静岡から提言をしたいと思えます。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

#### **労働者代表委員（福田委員）**

松岡委員の御意見に便乗させていただくわけではないですが、非正規・短時間労働者の多い職場の現状を少しお話させていただきます。年収の問題で、賃金が上がると年間の労働時間を制限して働く方が増えております。それは、当該の方にとってもメリットではないと思えますし、その分の業務が社会保険加入のパートさんや正規労働者の方に、負担が回っています。これが労働環境の悪化につながっているという現状があります。先ほどの意見に加えて申し上げますと、最低賃金が上がる、賃上げがされたときに、誰もが喜べる環境を作っていくことが必要だと考えますので、行政含めて御対応をお願いしたいと考えています。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ただ今、国の施策に対する御要望も、何点か出されておりますし、公益としても考えていきたいと考えております。

#### **使用者代表委員（鈴木委員）**

先ほど、最低賃金の決め方についてお話させていただきました。皆さんの意見をお伺い

して、竹串の問題、単発の問題ではないのではと思います。年収の壁のお話がありましたが、価格転嫁の話もあります。大企業が一部下請法の違反をしているとか、いろいろな問題があります。決め方のお話をしましたが、総合的に最低賃金を決めていかないと意味がないのではと感じました。そこが一番大事なのかと思いました。

### **笹静岡労働局長**

御意見を賜りまして、耳の痛い思いをしておるところです。この場では、労働行政の中の賃金の政策という非常に狭い文字で表現されておりますが、その先には先ほどありました、女性の活躍だとか、社会保障の問題だとか、非常に密接に関係している、また企業経営・取引など、非常に幅広い分野に波及していると、私も認識しておりますし、今年のパートナーシップ構築宣言の共同宣言以降、やったわりには各省庁の施策が浸透していないと感じております。今年の暮れ、公取がようやく指針を出してきました。静岡労働局としては、共同宣言の直後から、ひとつのパンフレットで各施策が一目でわかるようなものを使って、各経済団体等を回らせていただき周知をさせていただいております。また、下請けの相談窓口の利用状況なども情報提供をしながら、どこに相談すれば、どのように交渉できるのかという点について、本来なら、中企庁や公取の施策についても、情報提供ができるようにし、利用促進を図っています。

女性の活躍促進につきましても、各家庭、各個人、いろいろな人がいて、いろいろな判断があって、自立したい人もいれば、そうでない人もいます。それは制度の弊害なのかもしれないし、そうでないかもしれない。そこは、個々の人の状況に合わせて選択できるということが必要だと思います。つい先日、公務員について、扶養手当の見直しが行われることになりました。配偶者手当をなくするのが骨格だと思います。国家公務員として、率先垂範して、そういった制度を見直し、次世代への手当へ変えていく、そういった制度の見直しも行っていきます。税と社会保障の見直しについては、ずいぶん前からそういったお話が出ていますが、過去と今の社会情勢はあきらかに変わっておりますので、この状況に合わせた制度改革をしていくということは、本省に対し、しっかり伝えていきたいと思っています。また、改革しなくても選択すればできる制度もあります。それについては、家庭内での話し合いが必要でしょうが、個々の状況がよりよい方向に進められるように、より多くの方が理解できるように、各種制度の周知広報に努めていきたいと考えています。

### **労働者代表委員（内山委員）**

局長が冒頭おっしゃったように、最低賃金審議会ですので、賃金という、非常に狭い領域での審議となると思っています。そもそも、最低賃金とは、年間所定労働時間働いても生きづらさや暮らしぶらさを抱えている人のセーフティネットとしての役割があると認識しています。他方、藤田委員や松岡委員がおっしゃったように、賃金のことだけを考えていては、とりまく他の法律によって、働きづらさを抱える人がいるということも事実かと思っています。本日、ここに同席している労働者委員も同じような現場の話などを皆様にお伝



えしました。昨年のお答申の時に、中小企業支援の国への要望を付記したと記憶しています。賃金のことだけをやる審議会ではありますが、そういった周辺状況についても、課題認識として、地方から声をあげていく必要があると思っています。その点について、公益委員の皆様はじめ、全委員で念頭において審議を進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

#### **使用者代表委員（田中委員）**

意見聴取の中にあつた、ワーキングプアの方々の、生活が非常に厳しいというお話、年収200万くらいにしかないというお話、これはとても理解できます。また、これに最低賃金が非常に影響を及ぼすということも理解しています。

他方、静岡県では、小規模事業者の比率が、中小企業全体を100とした場合、86%になります。小規模事業者とは、労働者20人以下の事業所です。全国平均が84%ですので、全国平均より静岡県は小規模事業者の比率が高いです。小規模事業者の方とお会いして、昨今の急激な賃上げに対応できなくて、なかなか人が集まらないそうです。飲食店であれば、お客様がいれば、一定以上のサービスは提供したいので、従業員がいなければ、経営者が行うことになり、経営者には労働法は適用されませんので、へたすると24時間労働というような、かなり厳しい状況で自分の店を維持しているという話も聞きます。こういう方々にも最低賃金は影響します。その中で、どこに落としどころをもっていくのか決めるのがこの場かなと思っています。今、申し上げたように、ワーキングプアの方々の状況も正論。小規模事業者の経営者の方の状況も労働側にも御理解いただける部分があるのではと思います。そうしますと、一気に大幅な賃上げをすることによって、いろいろなメリット・デメリットが出てきます。そのへんのことを斟酌しながら、局長から納得感のある、というお話もありましたが、そこをどこに求めるかがこの場だと思っています。

もう一つ、消費者物価のお話がありましたが、これは、価格転嫁とセットとなっているお話だと思います。価格転嫁すれば、物価は当然上がっていきます。ここは少しジレンマかと思っています。価格転嫁ができないと賃金の支払いの原資がない、しかし、価格転嫁を100%全員がすると、今以上に消費者物価が上がっていきます。そうするとワーキングプアの方々はどうなるのか、卵が先か、鶏が先かという議論になりかねません。

若干、円高基調になっていますが、円安の中で輸入品、食材とかほとんどが輸入品ですので、かなりコストが押し上げられ、上げざるを得ないということになります。中小企業の経営者がどうのこうのというお話ではなく、国家的構造的な問題ということになり、そういった構造的な問題に対して、どこまで最賃がかかわるのかということも考えていかないと、いろいろな意味で納得感が得られる結果にならないのではと思います。これから、議論をさせていただくわけですが、できれば、三方一両徳、一步譲って、三方一両損になっても、お互いが納得感の得られるような着地ができればと思っています。

#### **公益代表委員（畑会長）**

お考えを賜り誠にありがとうございました。その他いかがでしょうか。

各委員、発言なし

よろしいですか。

事務局の方からありますでしょうか。

**事務局（佐藤賃金指導官）**

事務連絡となりますが、2点ございます。

1点目、静岡県最低賃金専門部会委員についてお伝えいたします。静岡県最低賃金専門部会委員につきましては、最低賃金法令に基づき、令和6年6月28日付けで労働者代表と使用者代表委員の候補者の推薦に関する公示を行いました。公益委員については労働局長からの依頼、労働者代表と使用者代表委員については、この公示に対して提出があった候補者の推薦に基づき、資料14のとおり、令和6年7月26日付けで専門部会委員を任命させていただきました。選任された委員の皆様につきましては、今後開催する専門部会でのご審議よろしくお願い申し上げます。

続いて2点目ですが、今後行われます静岡県最低賃金専門部会と本審の日程についてです。まず、第1回専門部会につきましては、7月29日月曜日午後3時から、静岡労働局地下会議室において開催いたします。

また、第393回本審につきましては、8月5日月曜日午前10時から、こちら、静岡地方合同庁舎4階共用大会議室において開催いたします。

以上でございます。

**公益代表委員（畑会長）**

他に特にないようでしたら、今回はこれで終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。